

●香川県告示第470号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

広島県広島市南区京橋町2番22号

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明

(2)事業場の所在地及び名称

三豊市豊中町本山甲六の坪22

ゆめタウン三豊

(3)特定施設に関する事項

種	類	し尿処理施設	
能	力	2,775人槽、555m ³ /日	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	許可日より6月後	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	5	10
	化学的酸素要求量 (mg/l)	10	20
	浮遊物質量 (mg/l)	5	10
	窒素含有量 (mg/l)	10	20
	りん含有量 (mg/l)	1	1.5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	0	3,000
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		190	555

(4)汚水等の処理施設に関する事項

種	類	合併処理浄化槽
能	力	2,775人槽、555m ³ /日
汚水等の処理方式		膜分離活性汚泥方式 高度処理型
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後
	工事完成予定年月日	許可日より6月後
	使用開始予定年月日	完成後

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用			
処理前及び処理後の汚染状態	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	200	250	5	10
	化学的酸素要求量 (mg/l)	100	200	10	20
	浮遊物質 (mg/l)	250	300	5	10
	窒素含有量 (mg/l)	50	60	10	20
	りん含有量 (mg/l)	5	7	1	1.5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—	0	3,000
	排出される汚水等の量 (m ³ /日)	190	555	190	555

(5) 排水水の汚染状態及び量

区分		第1排水口	
排水水の汚染状態	項目	通常	最大
			水素イオン濃度
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	5	10
	化学的酸素要求量 (mg/l)	10	20
	浮遊物質 (mg/l)	5	10
	窒素含有量 (mg/l)	10	20
	りん含有量 (mg/l)	1	1.5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	0	3,000
	排水水の量 (m ³ /日)	190	555

他に排水口が5箇所（雨水専用）ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成19年10月9日から同月30日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

三豊市市民部環境衛生課